

高齢者の障害者控除のための

「認定書」の交付について



川崎市では、障害者手帳をお持ちでない方（一部例外あり）について、厚生労働省と国税庁の通知に基づき、「所得税法および地方税法上の障害者控除の確定申告を行う予定でかつ一定の要件に該当する方」に対して、障害者控除対象者認定書（以下、「認定書」といいます。）を交付しております。

交付された方は、「認定書」を確定申告の際に税務署へ提出することで、障害者控除を受けることができます。なお、要件に該当しない場合は認定書を交付できませんので御了承ください。本人または扶養者が非課税の場合は、認定書は原則不要です。

1 対象者（認定書による障害者控除の対象となる方）

所得税確定申告に際し、認定基準日時点で次の要件をすべて満たしている方が、「認定書による障害者控除」の対象です。

- (1) 川崎市内に住所を有する65歳以上の方
- (2) 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を川崎市内のいずれかの区で受けた方
- (3) 次のアもしくはイのいずれかの要件に該当する方

ア 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がA1、A2、B1、B2、C1、C2のいずれかに該当している方

イ 認知症高齢者の日常生活自立判定基準がⅡからⅢのいずれかに該当している方

※認定基準日は、所得税法及び地方税法における所得控除の対象となる年の12月31日です。ただし、対象年中に死亡した場合はその死亡日等一部例外があります。

※障害者手帳等の所持がなく、また介護保険認定を受けておらず、身障・療育等級に準ずる場合は、一部例外があります。

障害者控除対象者の介護保険被保険者証の住所が川崎市以外の市町村の場合や、市外からの転入により前住所地の要介護認定をそのまま受けている場合など、川崎市が主治医意見書又は介護認定調査票を保有していないことから、川崎市が認定書を交付することができない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

2 交付の申請

(1) 申請者は次のア～ウのいずれかの方となります。

ア 対象者

イ 対象者と生計を一にしている世帯の方(ご家族)

ウ 補助人、保佐人及び対象者の委任を受けた代理人

※成年被後見人は特別障害者控除が適用されるため、認定書は不要です。

(2) 対象者の住所地を管轄する各区高齢・障害課 高齢者支援係へ申請してください。

3 申請窓口・問合せ先

区役所 高齢・障害課	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援担当	川崎区東田町 8	2 0 1 - 3 0 8 0
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町 1 - 1 1 - 1	5 5 6 - 6 6 1 9
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町 3 - 2 4 5	7 4 4 - 3 2 1 7
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延 2 - 8 - 1	8 6 1 - 3 2 5 5
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平 2 - 2 0 - 5	8 5 6 - 3 2 4 2
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸 1 7 7 5 - 1	9 3 5 - 3 2 6 6
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺 1 - 5 - 1	9 6 5 - 5 1 4 8

障害者控除を受ける際の申告書の記入方法等については
所管の税務署へお問い合わせください。



令和7年4月版